

vol.

17

思考問題セレクション 政治・経済

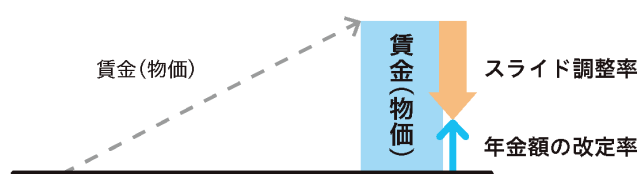
問題編

→教科書 p.152

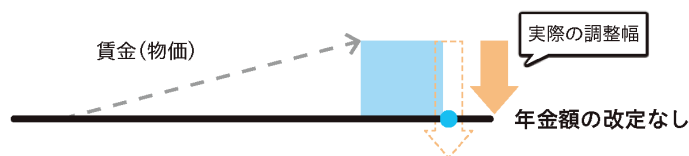
2004年に年金制度改革が行われ、2017年度以後は保険料を引き上げないこととし、現役世代が支払う保険料の収入額の範囲内で、年金の給付水準を調整するしくみとなった。同時に、年金の給付水準を調整するしくみとして、マクロ経済スライドの導入が決まった。マクロ経済スライドのしくみでは、公的年金全体の被保険者数の減少度合いや平均余命の伸びを勘案してスライド調整率が算出され、賃金・物価上昇率からこのスライド調整率を差し引いた数値が年金額の改定率となる。次の資料は、マクロ経済スライドの下での年金額の改定率について、三つのケースについて説明したものである。後の想定計算例A～Cのうち、資料に示された説明に適合するものをすべて選んだとき、その組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。

資料

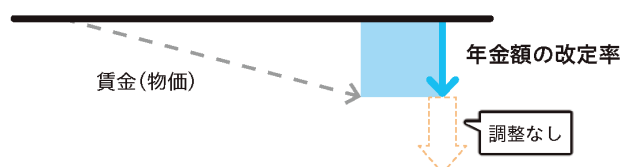
(1) 賃金や物価について、ある程度の上昇局面にあるときは、完全にスライドの自動調整が適用され、給付の伸びが抑制される(スライド調整率分の年金額調整が行われる)。



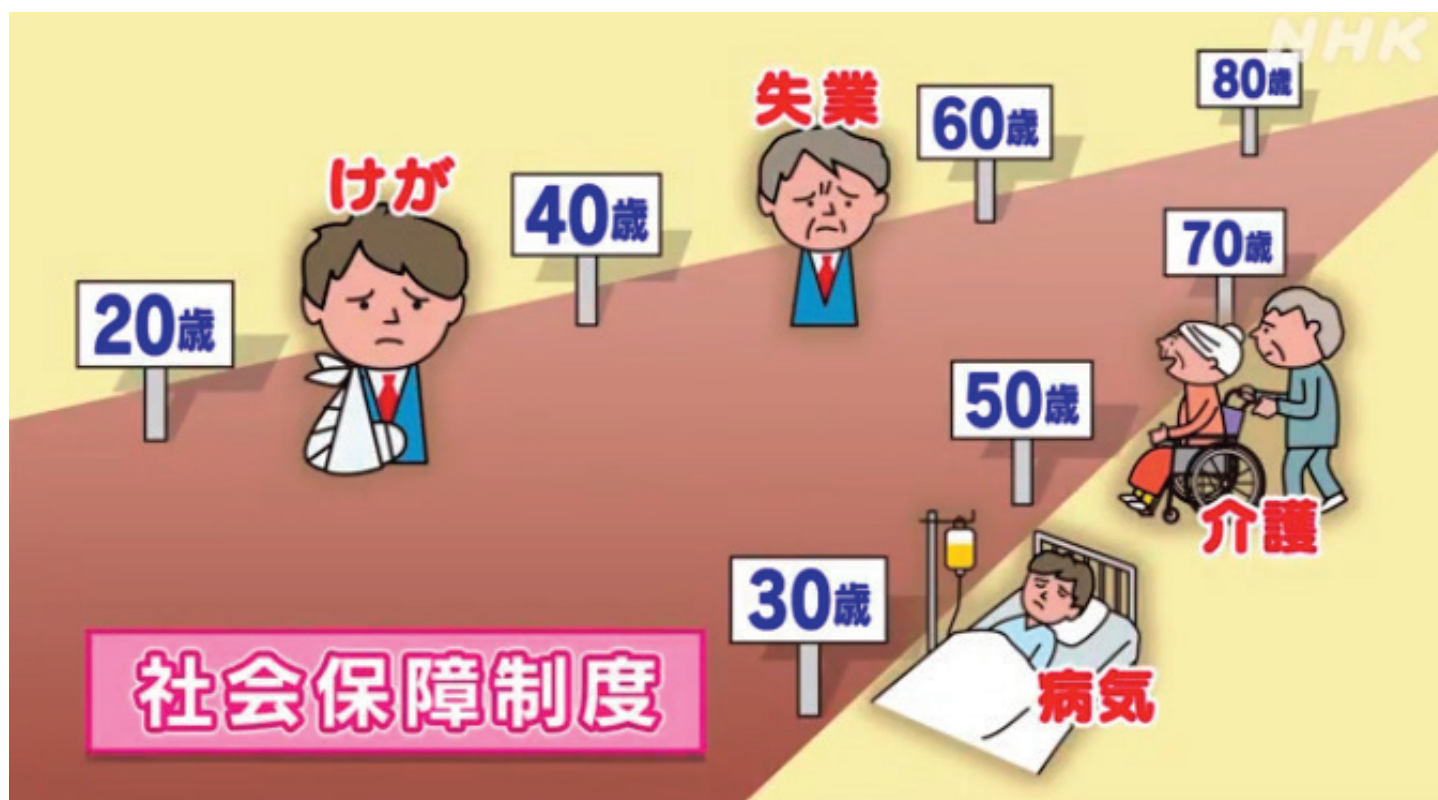
(2) 賃金や物価について伸びが小さく、スライドの自動調整を完全に適用すると、名目額が下がってしまう場合には、名目額を下限とする(スライド調整の効果が限定的になる)。



(3) 賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金・物価の下落率分は、年金額を引き下げるが、それ以上の引き下げは行わない(スライド調整の効果がなくなる)。



(厚生労働省資料に基づき作成)



ホームへ

書名入る

第1編第2章 現代日本の経済

- 1節 現代の資本主義経済 >
- 2節 現代経済のしくみ >
- 3節 日本経済の発展と現状 >
- 4節 経済活動と産業の課題 >
- 5節 国民の生活と福祉の課題 >

デジタル法令集

デジタル法令集 

→別紙 6-1

書名入る > 第1編第2章 現代日本の経済

ホームへ

書名入る

第1編第3章 現代日本の諸課題の探究

探究のスキル

デジタル法令集

160ページ 探究のスキル →別紙 13-1

160ページ 探究学習に役立つリンク集 →別紙 13-2

書名入る > 第1編第3章 現代日本の諸課題の探究

The image shows a digital library interface. At the top, there is a blue header with a home button and the title '書名入る'. Below the header, a yellow navigation bar contains the text '第1編第3章 現代日本の諸課題の探究'. On the left side, there is a sidebar with two buttons: '探究のスキル' and 'デジタル法令集'. The main content area displays two search results, each enclosed in a red box. The first result is '160ページ 探究のスキル' with a document icon and a red arrow pointing to '別紙 13-1'. The second result is '160ページ 探究学習に役立つリンク集' with a globe icon and a red arrow pointing to '別紙 13-2'. At the bottom left, there is a breadcrumb trail: '書名入る > 第1編第3章 現代日本の諸課題の探究'. A sun icon is visible in the top right corner of the main content area.

探究のスキル 1 探究課題の設定

1 探究活動の流れ

探究活動は右図のように、調べたいテーマを吟味・検討し、課題を絞り込んでいくことから始まり、発表や討論会で終わるサイクルが一般的である。探究の過程で計画の進み具合をときどき振り返り、探究課題や調査内容を検討し直したり、調査方法を広げたりすると、活動がよりよくなる。

2 探究課題を設定する

興味・関心のあることや身近な疑問など、探究課題になると思う内容をなるべく多く出し、それを整理・検討して課題を絞り込む。グループで探究課題を設定する場合は、ブレインストーミングをしてから課題を絞り込むとよい。

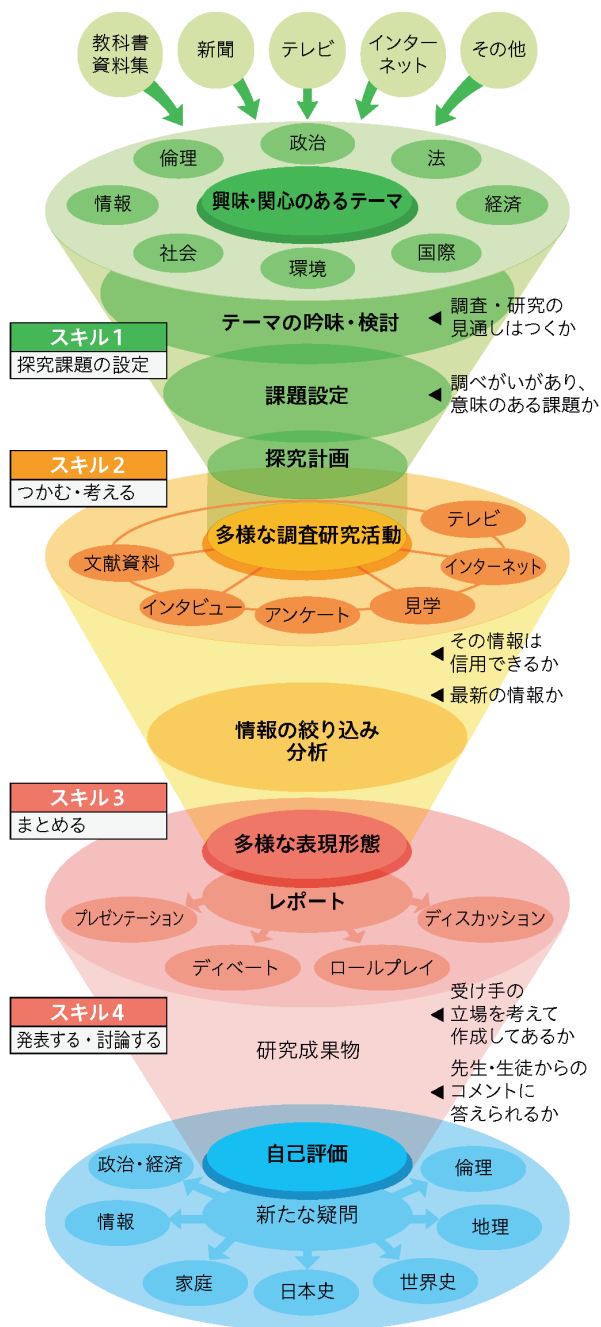
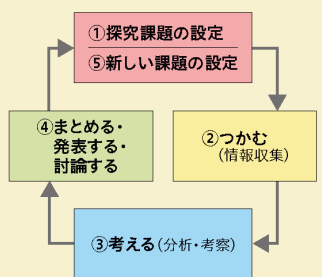
ブレインストーミングのポイント

ブレインストーミングとは、あるテーマについて自由に意見を出し合い、アイデアを引き出すための発想法である。

- ・ほかの人のアイデアを批判・評価しないで受け止める。
- ・質より量を重視して、どんどんアイデアを出す。
- ・従来の考え方や先入観にとらわれず、自由に考える。
- ・ほかの人のアイデアを受けて、さらに発展させるアイデアを出す。

探究課題の再設定

探究課題は、調査・研究を行い(スキル2)、一度その成果をまとめた(スキル3)あとで再検討すると、より質の高い探究課題を設定することができる。



3 探究計画を立てる

- (1)探究課題：具体的で探究することが可能な課題。
- (2)課題設定の理由：どこにどのような問題があると考えて、その課題を選んだか。
- (3)探究の仮説(暫定的な論旨)：結果として明らかにな

- と思われることは何か。
- (4)調査・研究の手順と方法：どのような方法で調べるか。
- (5)整理とまとめの方法：調べたこと、わかったことをどのような方法でまとめるか。

探究学習に役立つリンク集

法令・統計

- e-GOV 法令検索**
国・地方自治体の法令を検索できる
- e-Stat**
国勢統計に関する統計データを検索できる
- 日本統計年鑑**
【日本統計年鑑】の統計データを検索できる
- 日本の統計**
【日本の統計】の統計データを検索できる
- 世界の統計**
【世界の統計】の統計データを検索できる
- なるほど統計学園**
統計資料の探し方や使い方について学べる

地理情報システム (GIS)

- 地理情報**
地図、写真、動画、地図情報などを検索できる
- 地図で見る統計 (STAT MAP)**
地理情報と統計データを紐づけて検索できる
- 地域経済分析システム (RESAS)**
地方公共団体の経済動向や人口動向などを把握できる
- 星ねる1ゼードマップ**
国・自治体、事業者などのリアルタイム情報、地図情報に基づいて検索できる

書籍・論文検索

- Webcat Plus**
書籍のキーワード検索などができる
- 国立国会図書館サーチ**
国立国会図書館の所蔵する書籍や雑誌を検索できる
- CNII Research**
学術論文を検索できる
- J-STAGE**
学術論文を検索できる

各府省の白書・報告書ほか

- 内閣府 白書・年次報告書**
内閣府の白書、年次報告書、年次報告書、年次報告書、年次報告書
- 総務省 白書**
地方自治の推進、行政の効率化など
- 外務省 白書・年次報告書**
外交政策、国際関係など
- 法務省 白書**
司法制度、人権保障、消費者保護など
- 文部科学省 白書**
文部科学政策など
- 厚生労働省 白書・年次報告書**
厚生労働政策、労働市場など
- 農林水産省 白書**
食料、農業、農村政策、食料・林業政策など
- 経済産業省 白書・報告書**
経済政策、中小企業政策、エネルギー政策など
- 国土交通省 白書**
国土交通政策、国土利用など
- 環境省 白書**
環境政策、気候変動対策、生物多様性など
- 防衛省 白書**
防衛政策
- 消費者庁 白書・年次報告書**
消費者政策など
- こども家庭庁 白書**
こども政策など
- 政府広報オンライン 拡充サイト一覧**
各府省の Web ページへのリンク集
- 政府広報オンライン キッズページリンク集**
各府省の Web ページへのリンク集

財政

- 財務省 予算・決算**
毎年度の予算・決算、日本の財政状況について調べることができる
- 財務省 財政関係(シミュレーション)教材**
財政関係のシミュレーション教材を検索できる

国会・内閣・裁判所・選挙

- 衆議院**
衆議院の議案や議決について調べることができる
- 衆議院インターネット審議中継**
衆議院の各議案や各委員会の審議中継を観ることができる
- 参議院**
参議院の議案や議決について調べることができる
- 参議院インターネット中継**
参議院の各議案や各委員会の審議中継を観ることができる
- 国会会議録検索システム**
国会の会議録を検索できる
- 首相官邸**
総務省がまとめた関係する各府省の報告書を検索することができる
- 裁判所**
各府省の報告書を検索できる
- 総務省 選挙・政治資金制度**
選挙の経費や政治資金について調べることができる
- 総務省 総務省選挙管理委員会ホームページ一覧**
各府省の選挙管理委員会の Web ページへのリンク集

その他の機関・国際機関

- 国立生涯学習センター**
生涯学習に関する各府省の報告書を検索することができる
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ)**
各府省の貿易振興政策を検索できる
- 国際協力機構 (JICA)**
日本の国際協力について調べることができる
- 国際連合広報センター**
国際連合に関する各府省の報告書を検索することができる
- 国際観光振興委員会 (UNWTO) 観光情報**
観光に関する各府省の報告書について調べることができる
- 国際通貨基金 (IMF)**
国際通貨基金の報告書について調べることができる
- 駐日欧州連合代表部**
欧州連合 (EU) の機関について調べることができる

ホームへ

書名入る

第1編第3章 現代日本の諸課題の探究

探究のスキル

デジタル法令集

デジタル法令集

書名入る > 第1編第3章 現代日本の諸課題の探究

デジタル法令集

→別紙 6-1

ホームへ

書名入る

第2編第1章 現代の国際政治

1節 国際政治のしくみ

2節 複雑化する国際政治と日本

デジタル法令集

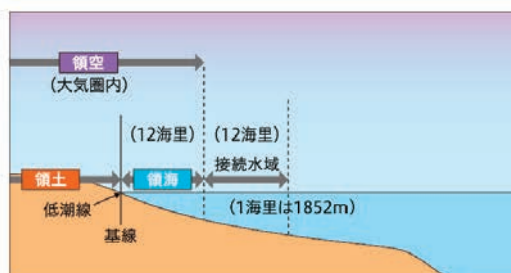
書名入る > 第2編第1章 現代の国際政治

	読み上げ音声 (第2編第1章1節)	→別紙 2-1
178ページ	読み上げ音声32 (p.178~179)	→別紙 2-1
178ページ	ポイント解説 レクチャー 国家の領域	→別紙 15-1
179ページ	トピック デジタルワークシート 市民社会は世界を動かせるか	→別紙 15-2
180ページ	読み上げ音声33 (p.180~181)	→別紙 2-1
180ページ	思考問題セレクション 政治・経済 vol.18	→別紙 15-3
180ページ	ポイント解説 レクチャー 条約の締結過程	→別紙 15-4
182ページ	読み上げ音声34 (p.182~185)	→別紙 2-1
182ページ	思考問題セレクション 政治・経済 vol.19	→別紙 15-5
182ページ	ポイント解説 レクチャー 勢力均衡と集団安全保障	→別紙 15-6
183ページ	映像 安全保障理事会とは	→別紙 15-7

接続水域とは

基線から24海里まで、つまり領海の外側12海里の海域を

- 1 **接続水域** といいます。接続水域では、沿岸国は領海への不法侵入や密輸などの犯罪取り締まりなどを行うことができます。



国家の領域

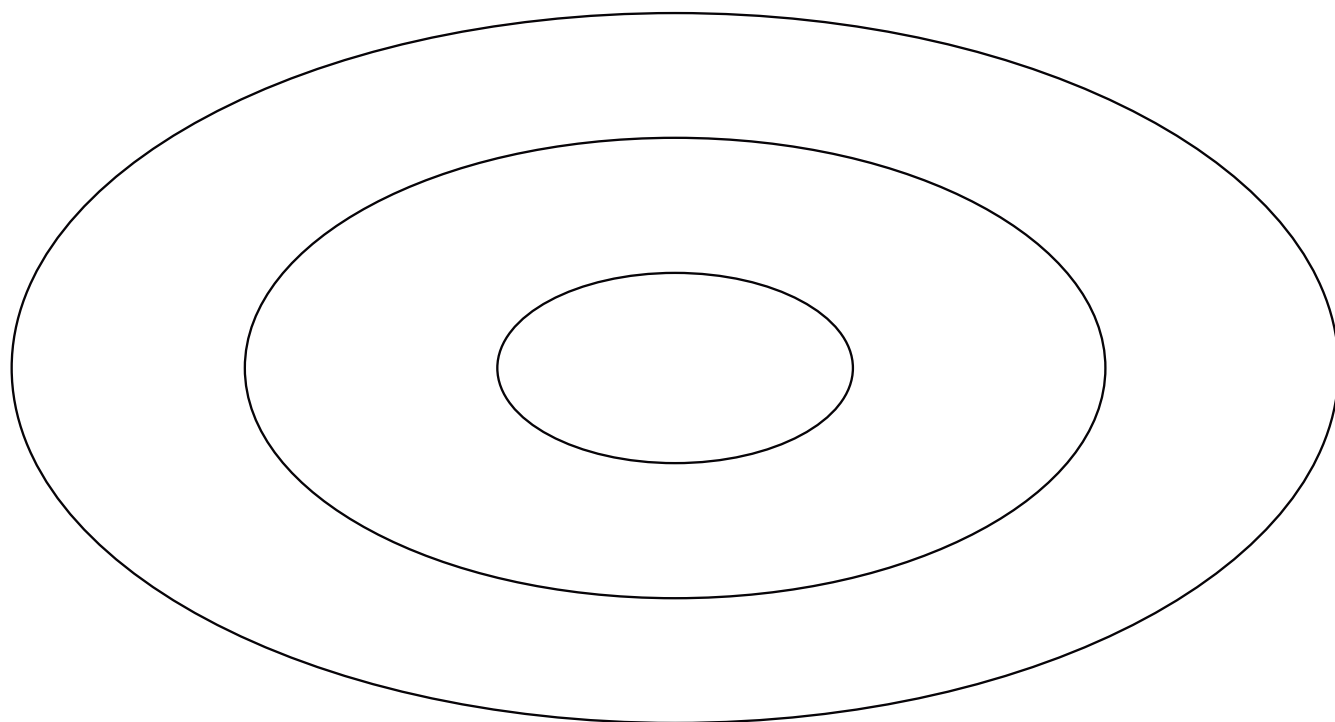
← ボタン位置
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

- ❗ 市民が国境を越えて結びつき、国際社会に働きかけていくべき課題にはどのようなものがあるか、考えてみよう。
(身近に感じる課題は中央側に、遠くに感じる課題は外側に置こう。)



vol.

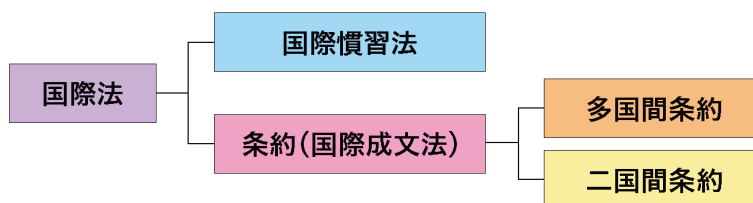
18

思考問題セレクション 政治・経済

問題編

→教科書 p.180

Cさんたちは、国際法がいくつかに分けられることを知り、教科書を参考に次の図のように国際法を区分してみた。後の事例ア・イにある「ある国際法」は、この図のどれに該当するか。その組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。



- ア X国の高等学校では、家庭科の履修を女子のみに必修としていたが、ある国際法を批准したことから、女子のみならず家庭科を男子にも必修とするよう、教育制度を改めた。
- イ 公海上に、まだどこの国にも属していない島が発見された。この島をY国が他の国に先んじて支配を及ぼしたことから、ある国際法に基づき、この国はY国の領土として認められた。

- | | |
|-----------|---------|
| ① アー国際慣習法 | イー多国間条約 |
| ② アー国際慣習法 | イー二国間条約 |
| ③ アー多国間条約 | イー国際慣習法 |
| ④ アー多国間条約 | イー二国間条約 |
| ⑤ アー二国間条約 | イー国際慣習法 |
| ⑥ アー二国間条約 | イー多国間条約 |

条約とは

① **条約** とは、国際法の一様であり、当事国のみを拘束する、明文化された合意のことです。

条約には「協定」や「憲章」、「規約」といった名称のものもあり、多国間のみならず二国間で結ばれることもあります。

条約の締結過程

← ボタン位置
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

vol.

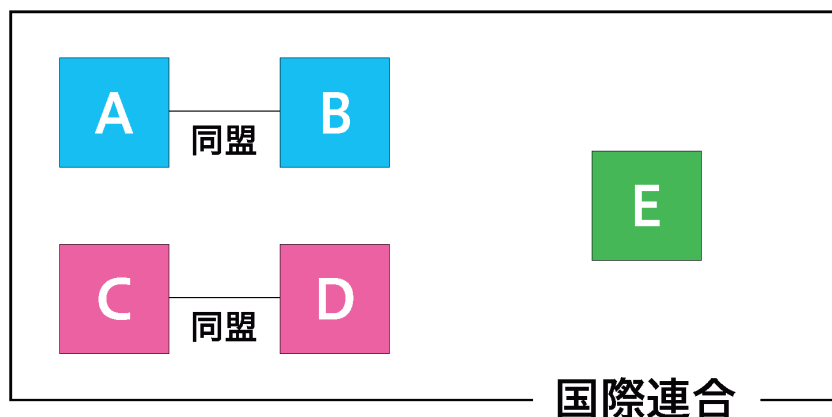
19

思考問題セレクション 政治・経済

問題編

→教科書 p.182

A～Eの5つの国を想定する。次の図のように、これらの国はすべて、国際連合(国連)の集団安全保障体制の下にあり、またAとBは軍事的な同盟国であり、CとDも軍事的な同盟国である。



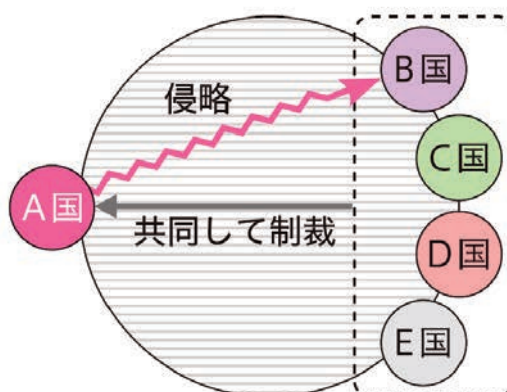
ある時、AがCに軍事的な侵略を行い、国連の安全保障理事会はAの侵略を認定したとする。次のア～ウは、この場合に国連加盟国であるA～Eのとした行動について述べたものである。国連憲章に照らして、この時の各国の行動として適当なものの組合せを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。

- ア 国連安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、Dは集団的自衛権を行使し、CとともにAの侵略からCを防衛する。
- イ 国連安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、Bは集団的自衛権の下、Aと軍事行動をともにする。
- ウ 国連安全保障理事会がAへの軍事的強制措置を決議した場合、EはAに対する軍事的強制措置に協力する。

- ① アとイとウ
- ② アとイ
- ③ アとウ
- ④ イとウ
- ⑤ ア
- ⑥ イ
- ⑦ ウ

集団安全保障とは

① **集団安全保障** とは、違法な武力行使を行う加盟国が現れた場合に、侵略を受けた国のみならず、他の加盟国も共同して、侵略国に対して制裁を加えるという考えです。



勢力均衡と集団安全保障

← ボタン位置
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ



ホームへ

書名入る

第2編第1章 現代の国際政治

1節 国際政治のしくみ

2節 複雑化する国際政治と日本

デジタル法令集

書名入る > 第2編第1章 現代の国際政治

	読み上げ音声 (第2編第1章2節)	→別紙 2-1
186ページ	読み上げ音声35 (p.186~189)	→別紙 2-1
190ページ	読み上げ音声36 (p.190~193)	→別紙 2-1
192ページ	映像 ウクライナ侵攻と難民	→別紙 16-1
194ページ	読み上げ音声37 (p.194~196)	→別紙 2-1
197ページ	読み上げ音声38 (p.197~199)	→別紙 2-1
197ページ	思考問題セクション 政治・経済 vol.20	→別紙 16-2
199ページ	トピック デジタルワークシート 安全保障のジレンマは克服できるか	→別紙 16-3
200ページ	読み上げ音声39 (p.200~203)	→別紙 2-1
202ページ	ポイント解説 レクチャー 世界の紛争地図	→別紙 16-4
204ページ	読み上げ音声40 (p.204~207)	→別紙 2-1
204ページ	思考問題セクション 政治・経済 vol.21	→別紙 16-5
205ページ	ポイント解説 レクチャー 日本の領土をめぐる問題	→別紙 16-6
206ページ	映像 ODAとは	→別紙 16-7
207ページ	トピック デジタルワークシート 日本のODAはどうあるべきか	→別紙 16-8



vol.

20

思考問題セレクション 政治・経済

問題編

→教科書 p.197

国家間の協調関係を考えるために、次のようなゲームを想定する。A国とB国が、お互いに相談できない状況にあって、「協調」もしくは「非協調」のいずれかの政策を同時に選択する。そして、選択された政策の結果、各国は表に示されているように点数を得ることができる。ここで各国は、自国の点数の最大化だけに興味をもつとする。

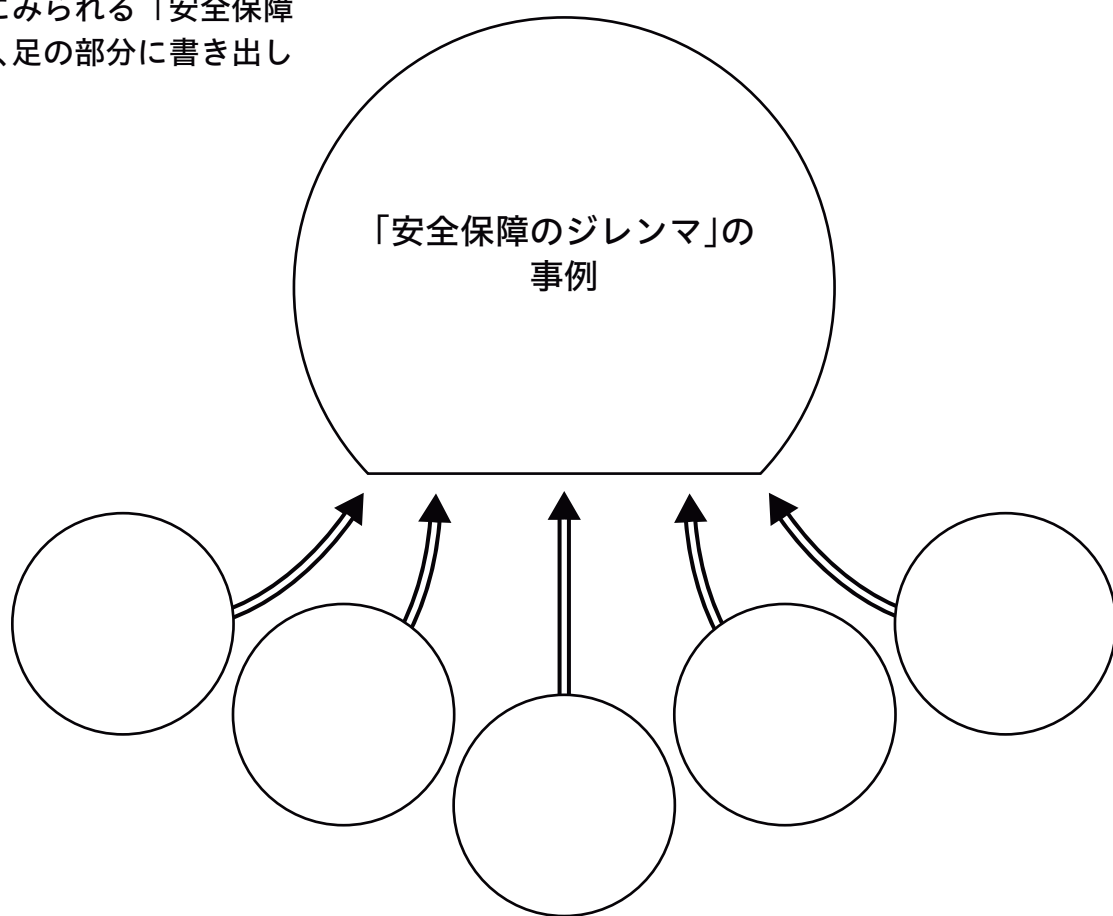
政策		B国	
		協調	非協調
A国	協調	A国に2点	A国に-1点
		B国に2点	B国に3点
	非協調	A国に3点	A国に0点
		B国に-1点	B国に0点

この場合、自国の点数を最大化する政策を論理的に考えるならば、A国は「」を、B国は「」を選ぶことがゲームの結果となる。

上の文章中の空欄 ・ に入る語句の組合せとして最も適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① a－協調 b－協調
- ② a－協調 b－非協調
- ③ a－非協調 b－協調
- ④ a－非協調 b－非協調

❗①現代の国際社会にみられる「安全保障のジレンマ」の事例を、足の部分に書き出してみよう。



[アジア①] 朝鮮戦争 (1950 ~ 53 年)

東西冷戦下で分断国家となった朝鮮半島で発生しました。1950年に北朝鮮軍が韓国に侵攻して始まり、韓国を **①アメリカ** 軍中心の国連軍が、北朝鮮を中国の人民義勇軍が支援しました。戦争は北緯38度線付近で膠着し、1953年に停戦しましたが、法的には現在も戦争状態にあります。



世界の紛争地図

← ボタン位置
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

vol.

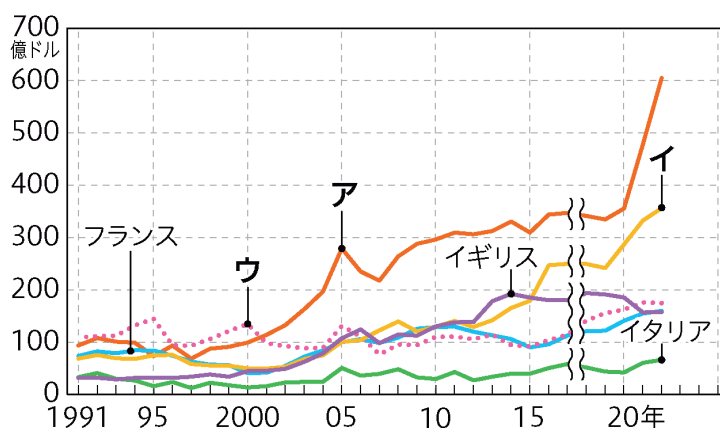
21

思考問題セレクション 政治・経済

問題編

→教科書 p204

生徒A・Bが、おもな国のODA額の変遷を示した次の図の特徴について話し合っている。図中のア～ウには、日本、アメリカ、ドイツのいずれかの国名が当てはまる。生徒の発言をもとに、図中のア～ウに当てはまる国名の組合せとして正しいものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。



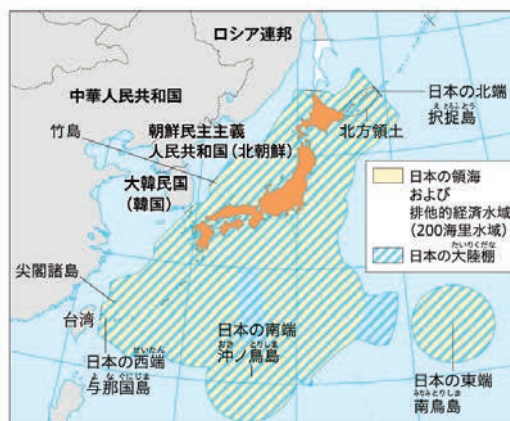
生徒A：日本とアメリカは、図に示された期間中、ODA額がこれら6か国のうちで最も多かった時期があるんだな。

生徒B：ドイツとアメリカは、1998年に比べて、2021年の援助額が3倍以上に増加しているよ。

- | | | |
|----------|--------|--------|
| ① アー日本 | イーアメリカ | ウードイツ |
| ② アー日本 | イードイツ | ウーアメリカ |
| ③ アーアメリカ | イー日本 | ウードイツ |
| ④ アーアメリカ | イードイツ | ウー日本 |
| ⑤ アードイツ | イー日本 | ウーアメリカ |
| ⑥ アードイツ | イーアメリカ | ウー日本 |

日本の領域①

日本の国土は約38万km²と、世界の国々のなかで特に広いわけではありませんが、領海および排他的経済水域は世界第6位で約447万km²もの広さがあります。これは、日本がまわりを海で囲まれた島国であることが要因です。



日本の領土をめぐる問題

← ボタン位置
→ 切りかえ

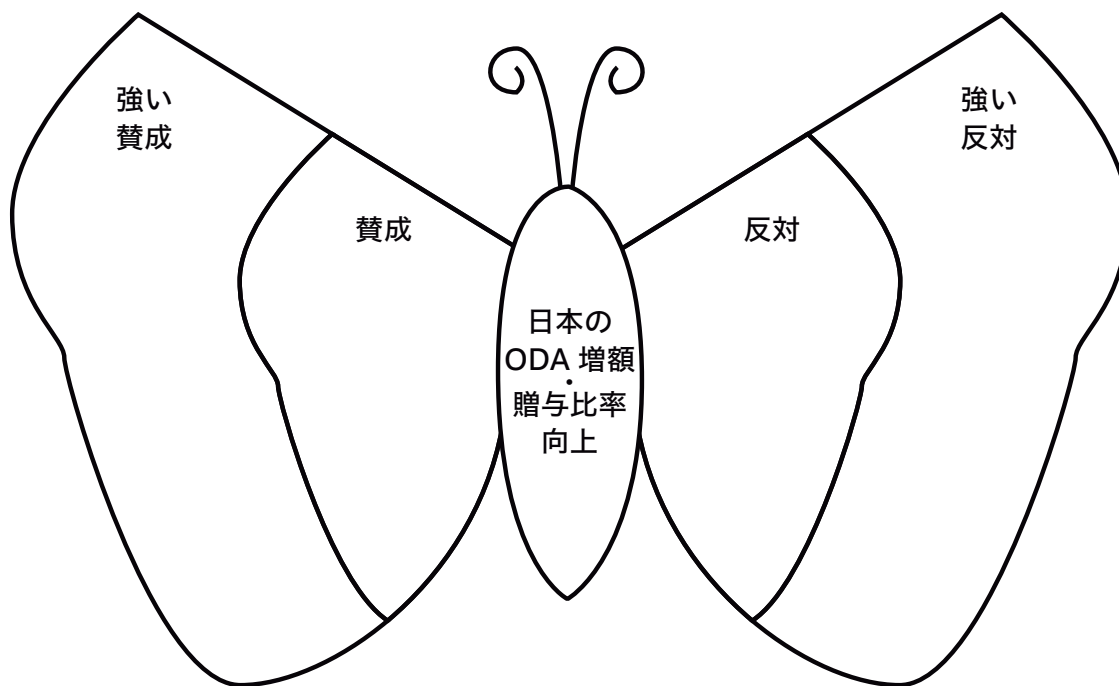
オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ



❗ 日本の ODA に対する増額や贈与比率向上について賛成・反対両方の理由を考え、今後のあり方について考えてみよう。



ホームへ

書名入る

第2編第1章 現代の国際政治

1節 国際政治のしくみ

2節 複雑化する国際政治と日本

デジタル法令集

デジタル法令集

→別紙 6-1

書名入る > 第2編第1章 現代の国際政治

ホームへ

書名入る

第2編第2章 現代の国際経済

1節 国民経済と国際経済

2節 世界経済の現状と課題

デジタル法令集

書名入る > 第2編第2章 現代の国際経済

-	読み上げ音声 (第2編第2章1節)	→別紙 2-1
210ページ	読み上げ音声41 (p.210~214)	→別紙 2-1
210ページ	思考問題セクション 政治・経済 vol.22	→別紙 18-1
210ページ	思考問題セクション 政治・経済 vol.23	→別紙 18-2
210ページ	ポイント解説 レクチャー 比較生産費説	→別紙 18-3
211ページ	ポイント解説 レクチャー 外国為替	→別紙 18-4
212ページ	映像 円高・円安とは	→別紙 18-5
212ページ	ポイント解説 レクチャー 円高と円安	→別紙 18-6
213ページ	ポイント解説 為替レートの変動要因	→別紙 18-7
214ページ	ポイント解説 レクチャー 国際収支表	→別紙 18-8
215ページ	読み上げ音声42 (p.215~220)	→別紙 2-1
215ページ	映像 GATTとWTO	→別紙 18-9
220ページ	トピック デジタルワークシート 貿易自由化はどうあるべきか	→別紙 18-10
221ページ	読み上げ音声43 (p.221~223)	→別紙 2-1
221ページ	思考問題セクション 政治・経済 vol.24	→別紙 18-11

vol.

22

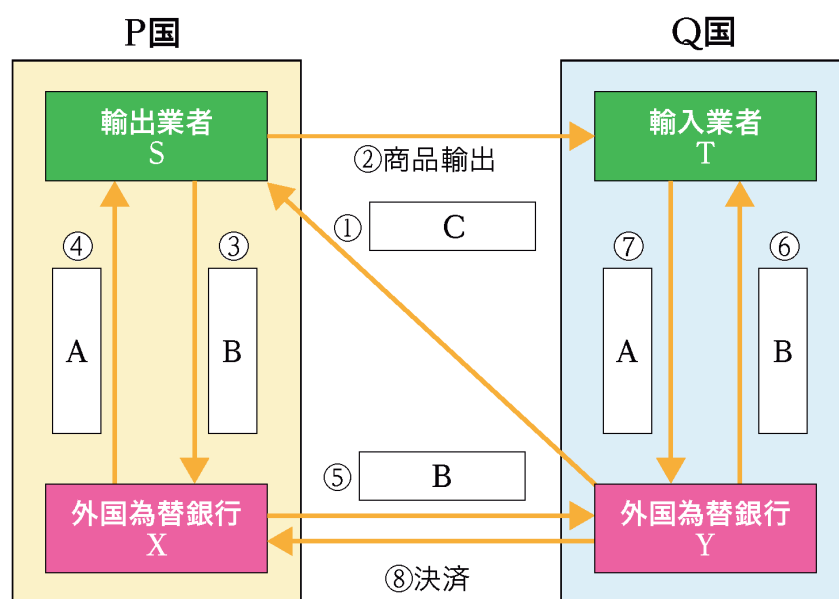
思考問題セレクション 政治・経済

問題編

→教科書 p.210

次の図は、二国間貿易の為替による決済の仕組みを模式的に示したものであり、後の説明文は、図について説明したものである。図および説明文中の□A～□Cと、その内容を示す後の語句ア～ウとの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

図 二国間貿易の為替による決済の仕組み



説明文

まず、①Q国の輸入業者Tの依頼に基づき、銀行YがP国の輸出業者Sに□Cを発行する。②輸出業者Sが輸入業者Tに商品を輸出すると、③輸出業者Sは□Bを組んで、銀行Xに買い取りを依頼し、④代金を□Aで受け取る。⑤銀行Xは買った□Bや船積み書類を銀行Yに送り、⑥銀行Yは代金を取り立てるために、□Bを輸入業者Tに呈示する。そこで、⑦輸入業者Tは、輸出業者Sに支払う代金を□Aで銀行Yに支払う。⑧銀行Yは、銀行Xとの間で資金の決済をする。

ア 支払を確約する信用状(L/C) イ 為替手形 ウ 本国通貨

- ① A-ア B-イ C-ウ ② A-ア B-ウ C-イ
 ③ A-イ B-ア C-ウ ④ A-イ B-ウ C-ア
 ⑤ A-ウ B-ア C-イ ⑥ A-ウ B-イ C-ア

vol.

23

思考問題セレクション 政治・経済

問題編

→教科書 p.210

次の表は、7か国(日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、中国)の国際収支を示したものである。表から読み取れる内容として最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

表 7か国の国際収支(2018年) (100万ドル)

	経常収支			金融収支
	貿易・サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支	
日本	174,719	3,981	189,108	-18,370
アメリカ	-490,991	-627,687	253,981	-117,285
イギリス	-123,106	-50,188	-38,377	-34,541
ドイツ	289,897	238,204	107,818	-56,125
フランス	-19,014	-30,736	68,216	-56,494
イタリア	50,556	51,208	20,122	-20,774
中国	49,092	102,922	-51,420	-2,410

- ① 直接投資が計上される収支項目は、金融収支である。ドイツとイタリアの金融収支の値は、いずれもマイナスとなっている。
- ② 経常収支は、貿易・サービス収支から第一次所得収支と第二次所得収支の合計を差し引くことで求められる。日本と中国の経常収支の値は、いずれもプラスとなっている。
- ③ 第一次所得収支に計上される例として、雇用者報酬や投資収益を挙げることができる。日本とアメリカは、いずれも第一次所得収支が赤字となっている。
- ④ 国際機関への拠出金が計上される収支項目は、第二次所得収支である。表に示された7か国は、いずれも第二次所得収支が赤字となっている。

比較生産費説とは⑤

このように、他国に比べて有利な条件で生産できることを「比較優位」といいます。

右の表の場合、ラシャについてはA国が比較優位をもち、ぶどう酒についてはB国が比較優位をもちます。

	A国	B国
ラシャ1単位の生産に要する労働量	100人	90人
	∧	∨
ぶどう酒1単位の生産に要する労働量	120人	80人
	↓	↓
	ラシャについて 比較優位	ぶどう酒について 比較優位

比較生産費説

← ボタン位置
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

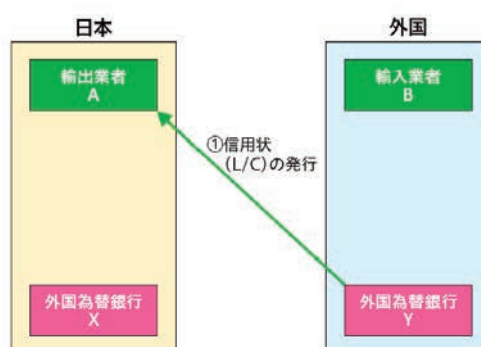
↓ 次へ

外国為替のしくみ①

まず、外国の輸入業者Bが銀行Yに信用状の発行を依頼し、銀行Yは日本の輸出業者Aに信用状を発行します。

※信用状とは

輸入業者の取り引き銀行が輸出業者に対して、代行して代金を支払うことを保証するための書類のこと。



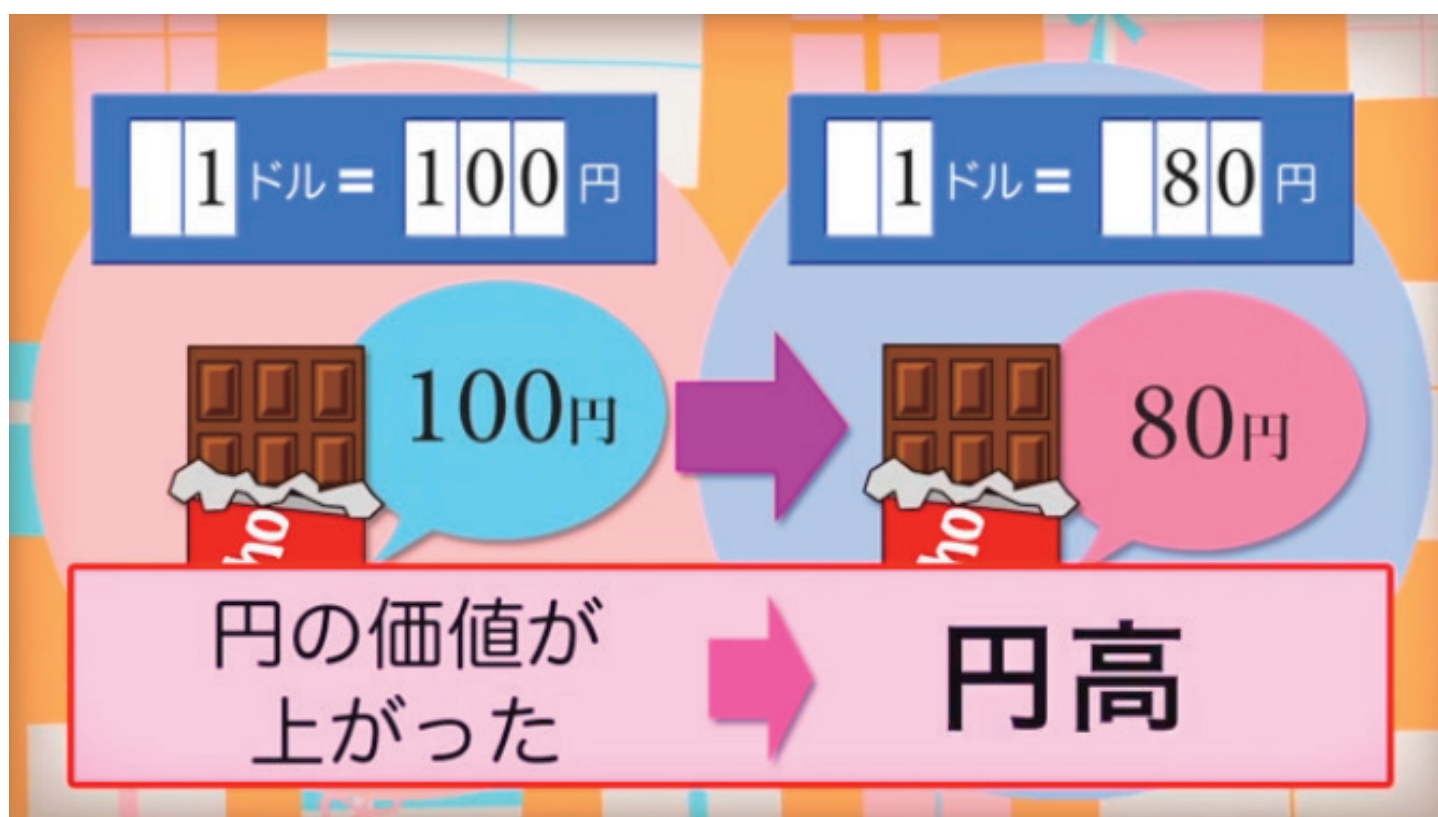
外国為替

← ボタン位置
→ 切りかえ

オート

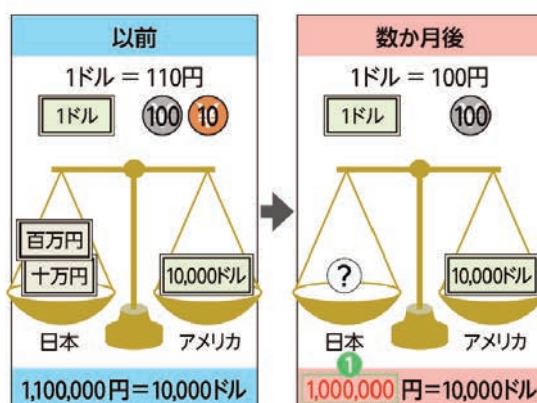
↓ 終わりへ

↓ 次へ



Bさんの例②

数か月後、1ドル = 100円のときにも製造した電子部品を10,000ドル分、アメリカに輸出しました。このとき、10,000ドル分の電子部品は、**1,000,000**円になります。



円高と円安①

← ボタン位置
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

物価の影響

物価が上昇するということは、通貨の実質的な価値(購買力)が下がることを意味します。そのため、日本の物価が上昇すると、円の実質的な価値が下がり、**① 円安・ドル高** となります。

逆に、日本の物価が下落すると、円の実質的な価値が上がり、**② 円高・ドル安** となります。

為替レートの変動要因

← ボタン位置
→ 切りかえ

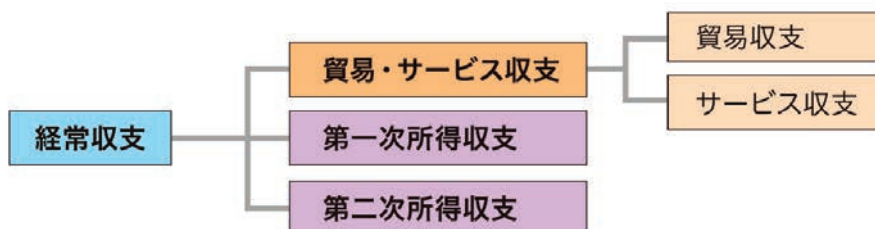
オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

経常収支とは

経常収支は、①貿易・サービス収支、②第一次所得収支、③第二次所得収支の三つを合計したものです。このうち、貿易・サービス収支は、貿易収支とサービス収支で構成されます。



国際収支表

← ボタン位置
→ 切りかえ

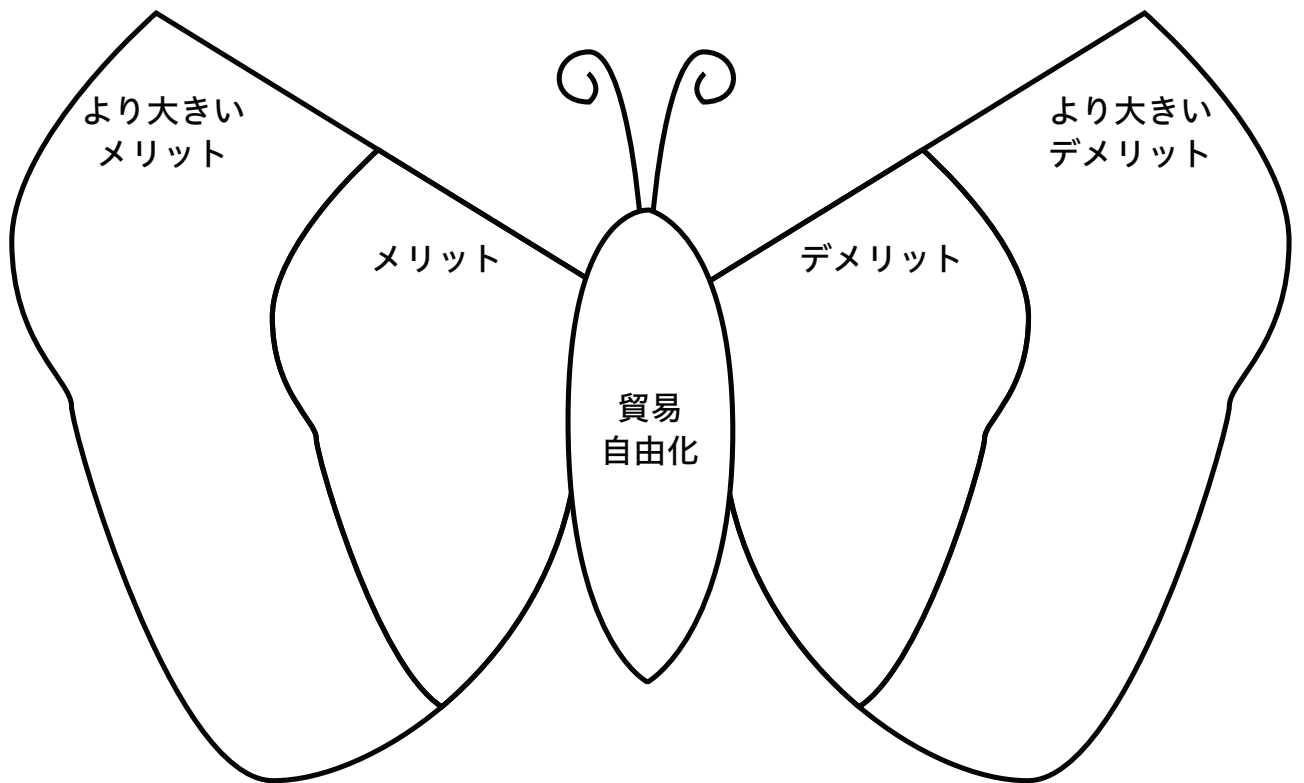
オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ



❗ 貿易自由化のメリット・デメリットを考えてみよう。



vol.

24

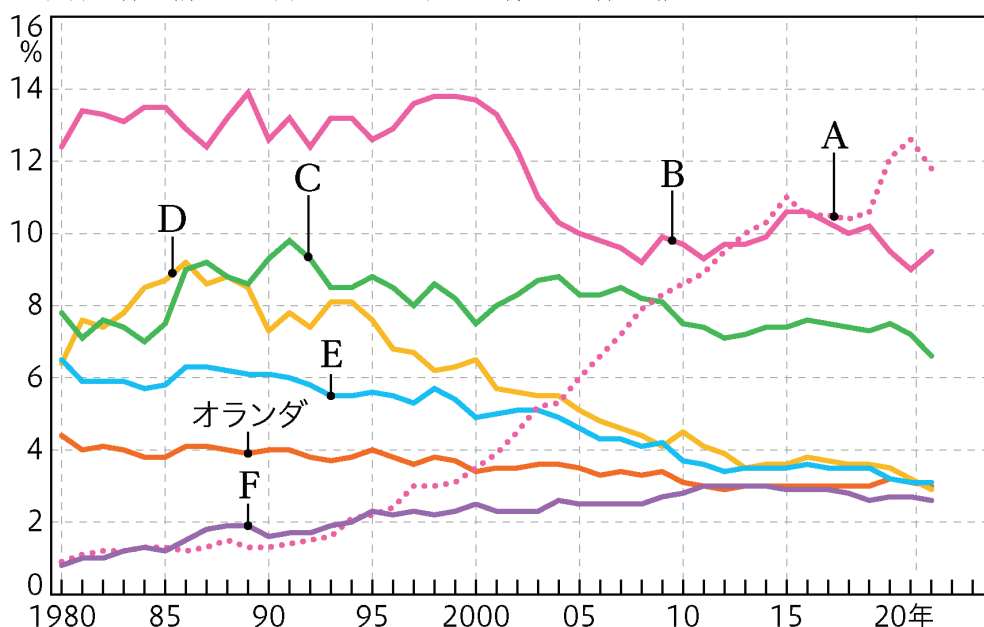
思考問題セレクション 政治・経済

問題編

→教科書 p.221

高校生Xと高校生Yと高校生Zは、政治・経済の授業を受けた後に、次の図をめぐって話し合った。図中のA~Fには、アメリカ、韓国、ドイツ、中国、日本、フランスのいずれかが入る。後の会話文をもとにした場合、図中のC・D・E・Fに入る国の組合せとして最も適当なものを、後の①~⑧のうちから一つ選べ。

図 世界全体の輸出額に占める主要各国の貿易額の割合の推移



X: 2021年の数値が1980年の数値と比べて2倍以上になっている国は、韓国と中国しかないね。

Y: 特に中国は、2010年代に入ってアメリカを上回ってトップに立つようになったんだね。

Z: 日本はどうか。プラザ合意が成立した年には上から2番目に位置していたんだね。

でも、1986年ころをピークに、その数値は低下傾向をたどっている。リーマン・ショックが起きた翌年には、フランスと肩を並べるくらいの水準となっているね。

ホームへ

書名入る

第2編第2章 現代の国際経済

1節 国民経済と国際経済

2節 世界経済の現状と課題

デジタル法令集

書名入る > 第2編第2章 現代の国際経済

読み上げ音声 (第2編第2章2節) →別紙 2-1

224ページ 読み上げ音声44 (p.224~227) →別紙 2-1

226ページ ポイント解説
国際金融のトリレンマ →別紙 19-1

228ページ 読み上げ音声45 (p.228~230) →別紙 2-1

228ページ 思考問題セレクション 政治・経済 vol.25 →別紙 19-2

231ページ 読み上げ音声46 (p.231~233) →別紙 2-1

233ページ トピック デジタルワークシート
日本のエネルギー供給はどうあるべきか →別紙 19-3

234ページ 読み上げ音声47 (p.234~239) →別紙 2-1

234ページ 映像
飢餓はなぜ起こるのか →別紙 19-4

237ページ 映像
フェアトレード →別紙 19-5

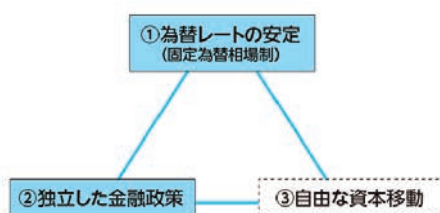
238ページ レクチャー 持続可能な開発目標 (SDGs) →別紙 19-6

①②を選んだ場合 (2)

他国とは独立した金融政策をとると、他国との金利差が発生します。

金利に差があると、金利の高い国へ資本移動が起こるため、その国の通貨の需要が高まります。

そうしたなかで為替相場を固定するためには、資本移動を規制しなければなりません。



vol.

25

思考問題セレクション 政治・経済

問題編

→教科書 p.228

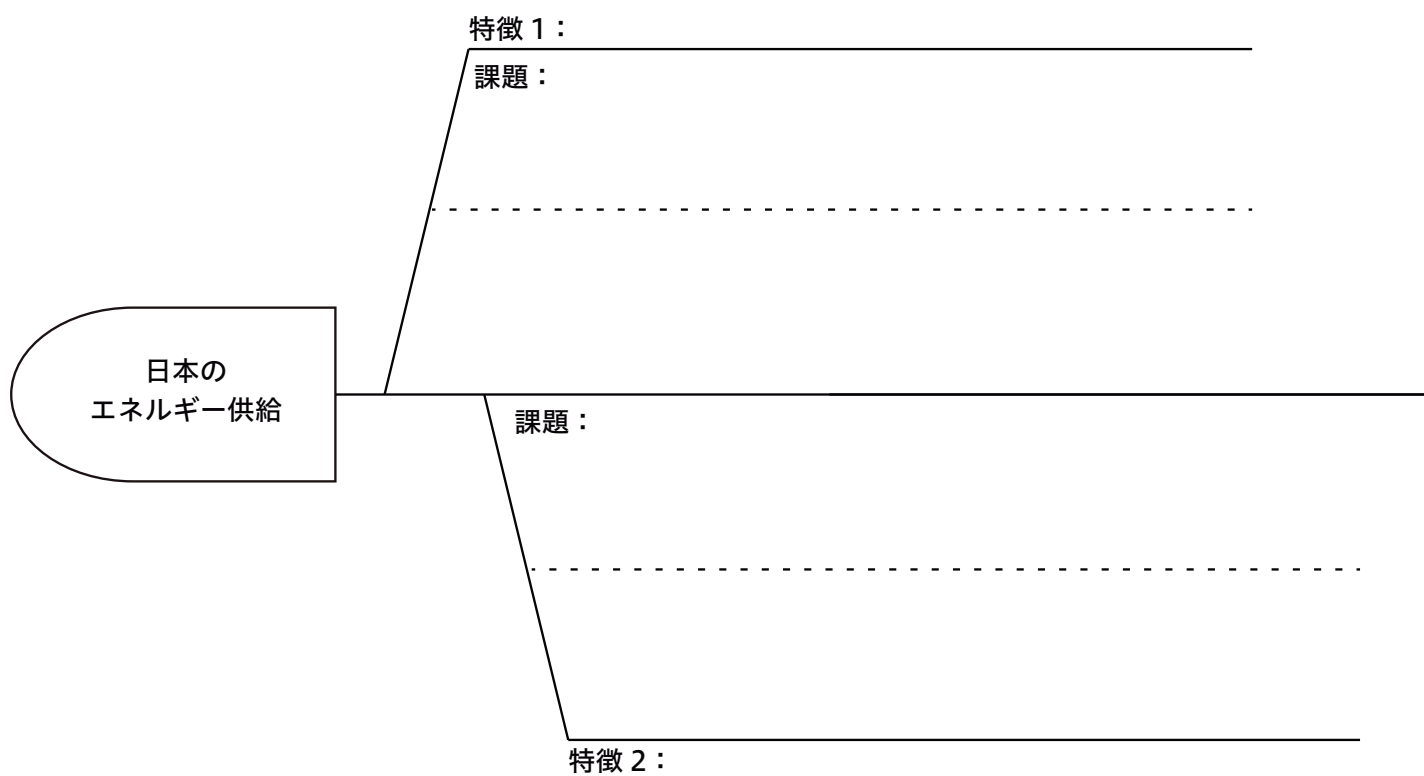
高校生 Y は、市場メカニズムや開発・技術援助を通じて世界全体の脱炭素化をあと押しする仕組みとして、京都議定書で導入された排出量取引(E T)やクリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(J I)について調べ、次のメモを作成した。メモは、E T、CDM、J Iの三つのうちの、どれか一つについて説明したものである。このメモが示す仕組みのアルファベットの略語と、その仕組みを示したモデル図の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

メモ

- ・この仕組みは、先進国が、途上国において実施される温室効果ガスの排出削減事業に資金や技術を支援した場合に、この事業によって実現した排出削減量を先進国が獲得することを認めるものである。
- ・先進国にとっては、獲得した削減分を自国の目標達成に利用できるという利点があり、途上国にとっては投資と技術移転の機会が得られるという利点がある。

	アルファベットの略語	モデル図
①	E T	
②	E T	
③	CDM	
④	CDM	

❗①日本のエネルギー供給の特徴と、その特徴がもつ課題を整理してみよう。







- SDGsとは
SDGsって
なんだろう？
- SDGsのIP
SDGsの
SDGsのIP
- 17の目標
SDGsの目標
って何だろう？
- みんなで盛り
込むSDGs

ホームへ

書名入る

第2編第2章 現代の国際経済

- 1節 国民経済と国際経済
- 2節 世界経済の現状と課題
- デジタル法令集**

デジタル法令集

→別紙 6-1

書名入る > 第2編第2章 現代の国際経済

ホームへ

書名入る

第2編第3章 国際社会の諸課題の探究

探究のスキル

デジタル法令集

書名入る > 第2編第3章 国際社会の諸課題の探究

242ページ	探究のスキル	→別紙 13-1
242ページ	探究学習に役立つリンク集	→別紙 13-2

ホームへ

書名入る

第2編第3章 国際社会の諸課題の探究

探究のスキル

デジタル法令集

デジタル法令集

書名入る > 第2編第3章 国際社会の諸課題の探究

デジタル法令集

→別紙 6-1

ホームへ

書名入る

18歳からの社会参加

18歳からの社会参加

デジタル法令集

書名入る > 18歳からの社会参加

17ページ	18歳からの社会参加 デジタル資料1 「18歳になる」ということ	→別紙 23-1
17ページ	政府広報オンライン 18歳から"大人"に!	
83ページ	18歳からの社会参加 デジタル資料2 選挙権の行使と政治参加	→別紙 23-2
83ページ	総務省 なるほど! 選挙	
117ページ	18歳からの社会参加 デジタル資料3 ライフプランと金融	→別紙 23-3
117ページ	映像 リスクとリターン	→別紙 23-4
143ページ	18歳からの社会参加 デジタル資料4 消費者市民社会の実現に向けて	→別紙 23-5
143ページ	国民生活センター	
151ページ	18歳からの社会参加 デジタル資料5 「働く」ことを考える	→別紙 23-6
151ページ	厚生労働省 job tag (職業情報提供サイト)	
159ページ	18歳からの社会参加 デジタル資料6 ライフステージと社会保障	→別紙 23-7
159ページ	内閣府 孤独・孤立対策推進室 あなたはひとりじゃない	
241ページ	18歳からの社会参加 デジタル資料7 「国際社会」とかかわる	→別紙 23-8
241ページ	出入国在留管理庁・文化庁 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン	

18歳からの 社会参加

— 参考資料 —

1 「18歳になる」ということ

国ごとの「大人」(法定年齢)の違い

国	成年	選挙権	被選挙権	結婚(婚姻開始年齢)
日本	18歳	18歳	衆議院25歳、参議院30歳	18歳
アメリカ	18歳*1	18歳	下院25歳、上院30歳	18歳*1*2
イギリス(イングランド)	18歳	18歳	下院18歳、上院21歳*3	18歳
フランス	18歳	18歳	下院18歳、上院24歳	18歳*2
ドイツ	18歳	18歳	下院18歳、上院18歳	18歳
中国	18歳	18歳	18歳(一院制)	男性22歳、女性20歳
韓国	19歳	18歳	18歳(一院制)	19歳*2
サウジアラビア	18歳	18歳*4	30歳*4	18歳*2
ブラジル	18歳	16歳*5	下院21歳、上院35歳	18歳*2

- *1: アラバマ州・ネブラスカ州では19歳、ミシシッピ州では21歳
- *2: 親の同意などを条件として、これより低い年齢で結婚が認められる場合がある
- *3: イギリスの上院議員は選挙でなく指名制であり、21歳は議員になれる最低年齢
- *4: サウジアラビアには国政選挙がない(議員は国王が選ぶ)ため、選挙権は地方選挙における選挙権年齢、被選挙権は議員になれる最低年齢
- *5: ブラジルでは18~70歳は投票が義務であり、16・17歳と70歳以上は任意で投票ができる

1 おもな国の成年年齢や年齢制限などの比較(2025年3月現在)

POINT

日本では2016年から選挙権年齢が、2022年から成年年齢が、それぞれ20歳から18歳に引き下げられた。また、成年年齢の引き下げにあわせ、女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられた。なお、成年年齢の引き下げ以前には、20歳未満の者が結婚するには親の同意が必要であった。

イギリス(イングランド)では2023年に婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられたり、サウジアラビアでは2022年に婚姻開始年齢の規定が導入されたりと、多くの国で近年でも法定年齢の見直しが行われている。韓国では2023年に、生まれた時点を1歳とする「数え年」の制度が廃止され、満年齢に統一された。

契約について知る

型	名称・概要	民法の条数
財産権移転型契約 (財産の移転)	贈与契約：プレゼントなど	第549~554条
	売買契約：金銭で物を購入する	第555~585条
	交換契約：物々交換	第586条
財産利用型契約 (財産を一時的に移転)	消費貸借契約：ローン契約など	第587~592条
	使用貸借契約：無償で借りる	第593~600条
	質貸借契約：アパートやレンタカーなどをお金を出して借りる	第601条~第622条の2
労務提供型契約	雇用契約：給料を払って労働者を雇う	第623~631条
	請負契約：仕事の完成に対して対価を支払う	第632~642条
	委任契約：プロに事務などを委託する	第643~656条
その他	寄託契約：物を預かって保管する	第657~666条
	組合契約：組合員全員で組合をつくる	第667~688条
	終身定期金契約：定期的な一定の金銭を給付する	第689~694条
	和解契約：話しあって解決する	第695~696条

非典型契約(民法に規定がない無名契約)

民法第521条~第548条の4(総則)で契約全体についての一般原則を規定(成立、効力、解除など)

2 さまざまな契約の種類

POINT

民法には13種類の契約が定められており、これらをまとめて典型契約という。しかし、契約はこの13種類に限られるものではなく、これ以外の契約(非典型契約)も無数に存在する。また、典型契約の二つ以上の種類の側面をあわせもつ契約や、典型契約と非典型契約の側面をあわせもつ契約もある。

契約は互いが合意すれば必ずしも契約書は必要なく、私たちは日常生活のあらゆる場面で契約を行っている。3の例でいえば、「ジュースを買った」は売買契約、「宅配便で荷物を送った」と「バスに乗った」は請負契約にあたる。「スマートフォンで課金」は「代金と引きかえにWeb上のサービスを受ける」、「携帯電話をかけた」は「代金と引きかえに通話のための通信設備を利用する」、「プロ野球の試合を見た」は「代金と引きかえにプロ野球の試合を見る」という内容の非典型契約である。



3 日常生活のなかの契約の例

18歳からの 社会参加

— 参考資料 —

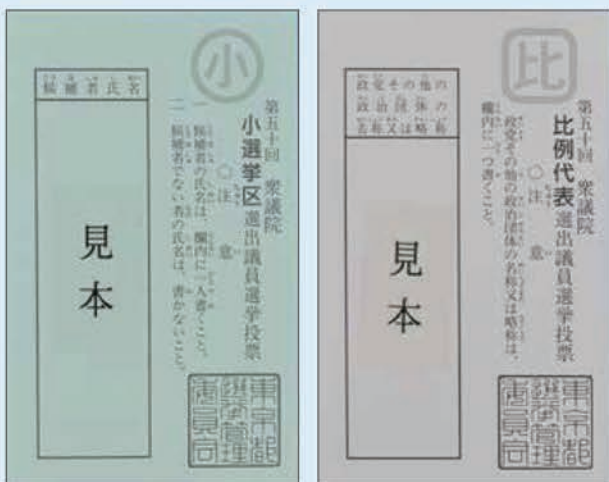
2 選挙権の行使と政治参加

● 衆議院議員総選挙の投票について



1 投票の流れ(衆議院議員総選挙の場合)

- ① **受付係**
投票所入場(整理)券を渡して受付する。持参忘れても、身分証明書などを提示して受付できる。
- ② **選挙人名簿対照係**
選挙人名簿に記載された本人かどうかの確認を受ける。
- ③ **投票用紙交付係**
投票用紙を受け取る。
- ④ **投票記載所**
候補者名や政党名を投票用紙に記入する。
- ⑤ **投票箱**
投票用紙を投函する。



2 衆議院議員総選挙の投票用紙(2024年)

POINT

衆議院議員総選挙の投票では、小選挙区と比例代表に加えて、最高裁判所裁判官の国民審査の投票も行われる。少し複雑に感じるかもしれないが、投票所の案内にしたがって進めば問題ない。

④の投票記載所には、候補者の名前や政党名などが掲示されているほか、筆記用具も設置されている。多くの投票所で、車いすや点字器、老眼鏡なども用意されているほか、介助をする人や補助犬と一緒に投票所に入ることもできるし、係員に手助けを頼むこともできる。

また、④に示されているように、投票日に投票所に行くことが難しい場合にも、選挙権を行使するためのさまざまな制度が設けられている。

● 選挙について注意すべきこと、知っておきたいこと

18歳未満の選挙運動	×できない
選挙運動期間外の選挙運動	×できない
18歳以上の選挙運動	<p>電話で投票を依頼 SNS、動画サイトへの投稿</p> <p>○できる</p>
	<p>メールで投票を依頼 サイト上のチラシを印刷して配布</p> <p>×できない</p>
<p>食事をおごってもらいかわりに特定の候補者に投票する</p>	

*戸別訪問やなりすましによる投票は禁止

4 選挙運動でできること、できないこと 選挙運動とは、特定の候補者の当選を目的として行う行為のこと。選挙運動期間は選挙の告示日から投票日の前日まで。

期日前投票	選挙期日に予定があつて投票できない人は、期日前に、期日前投票所で投票できる
不在者投票	出張中の人などは滞在先の選挙管理委員会で、特定の病院や老人ホーム等に入院・入所中の人はその施設内で投票できる
郵便投票	重度の身体障がいのある人は、自宅などから郵便で投票できる
代理投票・点字投票	視覚に障がいがある人や、病気やけがなどで投票の記載ができない人は、係員による代筆や、点字の投票用紙を利用できる
洋上投票	特定の船舶の船員は、洋上からファクシミリで投票できる
在外投票	海外で暮らす人は、在外選挙人名簿に登録すれば、在外公館や郵便などで投票できる

4 さまざまな投票制度

18歳からの 社会参加

— 参考資料 —

3 ライフプランと金融

◎ さまざまな金融商品

種類	概要・特徴
預貯金	銀行や信用金庫などが取り扱う商品。元金保証され、定期的に支払われる利子が収益となるが、他の金融商品と比べて収益性はあまり高くない。 預け入れや引き出しが自由に行える普通預金のほか、あらかじめ定めた預け入れ期間は引き出しができないが、金利がやや高い定期預金、毎月決まった金額を預金する積立預金などの種類がある。
外貨預金	預金のうち、日本円を外国の通貨(外貨)に換えて預けるもの。利子に加え、預けたときと引き出すときの為替レートの変動により損益が生じる(預けたときより円安になっていれば為替差益が生じ、円高になっていれば為替差損が生じる)。
株式	株式会社が発行する有価証券。株価は変動するので、売却金額と購入金額との差額や、配当が利益となる。 株式会社が倒産すると価値がなくなる。また、会社の業績が悪い場合や、成長のための投資を重視する場合など、配当が行われないこともある。

種類	概要・特徴
債券	社債や国債など、返済日に記載された金額が返済される有価証券。購入時の金額との差額が利益になるほか、返済日より前に債券を売却して換金することもできる(元金より売却金額が下がる可能性もある)。社債は倒産すると投資したお金は保証されない。
投資信託	証券会社などが多くの人から集めた資金を専門家が投資・運用して、その成果を還元する金融商品。銀行・郵便局・証券会社などで1万円程度から購入できる。 国内外の株式や債券、不動産など、投資先がさまざまな商品があり、リスクやリターンの度合いはそれぞれ異なる。
保険 (民間保険)・ 共済	加入者が保険料(共済の場合は掛け金)を負担し、万が一の際に給付を受けることのできる金融商品。 死亡や病気・けがに備える生命保険や、事故や災害などに備える損害保険などに大別される。特に民間保険のなかには、解約や満期(契約期間の終わり)の際に返戻金が支払われるもの(貯蓄型)もある。

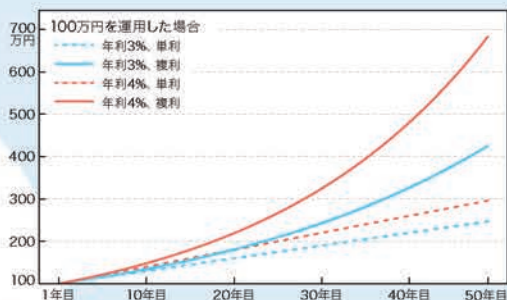
1 金融商品の種類

POINT

「金融商品」とは、銀行や証券会社、保険会社などの金融機関が提供・仲介するさまざまな商品の総称であり、ローン(住宅ローンなど)や為替取引などを含めていることもある。ここでは、将来に向けた資産形成のための中心的な手段となりうる金融商品についてとりあげている。

金融商品によって得た利益には税金がかかる。NISA(少額投資非課税制度)やiDeCo(個人型確定拠出年金)などの制度は、個人が投資をして資産形成を行うことを後押しするために設けられた、税制上の優遇措置である。

◎ 長期投資と分散投資



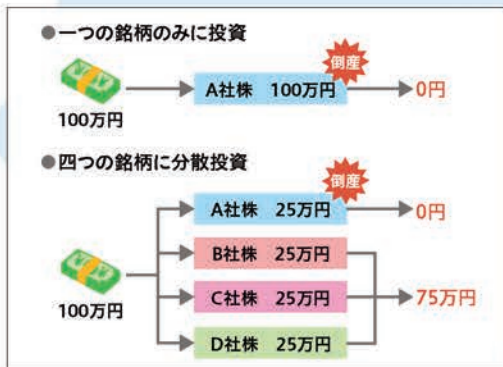
2 長期投資の効果(単利と複利の比較)

POINT

単利は、最初の時点の元金だけを対象にして利子を計算する方法。複利は、生じた利子も元金に組み入れて利子を計算する方法。複利の場合、単利と比べて長期になるほど利子の増加が大きくなる(複利効果)ため、資産運用の際にうまく利用するとよい。

複利効果がどのくらいのものかを考える際に使えるものとして、「72の法則」がある。「 $72 \div \text{年利}(\%) = \text{年数}(\text{年})$ 」で、元本が2倍になるためにかかる年数をおおよそ算出できる、というものだ。

たとえば、100万円の資産を年利2%の複利で運用して、2倍の200万円になるまでの年数は、 $72 \div 2$ で約36年ということになる。



3 分散投資(銘柄分散)のイメージ

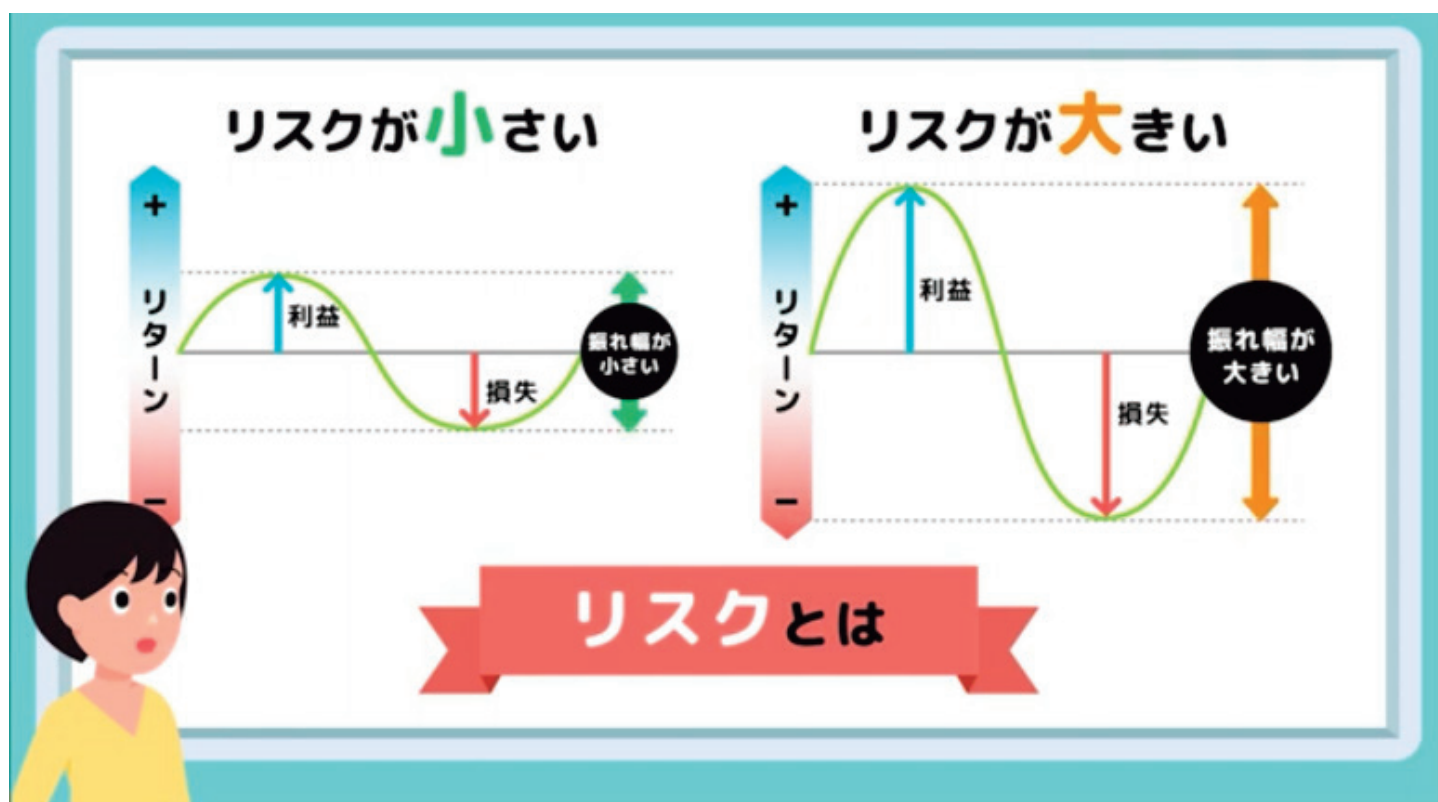
POINT

分散投資は、投資のリスクを低減させる有効な手段である。異なる金融商品を組み合わせる(資産分散)、値動きの異なる銘柄を組み合わせる(銘柄分散)、投資先の国・地域を分散させる、などのやり方がある。

分散投資をたとえば「卵を一つのかごに入れたい」ということがある。自分の資産を守るため、少数の金融商品に限定せずにバランスよくポートフォリオを組むことが重要だ。



4 「卵を一つのかごに入れたい」



18歳からの 社会参加

— 参考資料 —

4 消費者市民社会の実現に向けて

1 クーリング・オフ制度 / 消費者契約法による契約の取り消し

取引内容	期日	根拠法
訪問販売	8日以内	特定商取引法 *エスエ、 外国語会話教室、 学習塾など
電話勧誘販売	8日以内	
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日以内	
特定継続的役務提供*	8日以内	
業務提供誘引販売取引	20日以内	
訪問購入	8日以内	割賦販売法
割賦販売	8日以内	
特定の預託取引(現物まがい商法)	14日以内	預託等取引契約法

通知書

次の契約を解除することを通知します。

契約年月日 ○○年○月○日
 商品名 ○○○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社 株式会社××× □□課業所
 担当者 ○○○○

支払った代金○○○○円を返金し、商品
を引取ってください。

○○年○月○日
 ○○県○○市○○町○○番○号
 氏名 ○○○○

(裏面)

この証拠としてはがきの両面をコピーして、発信の記録が残る特定記録郵便や簡易書留で送る。

*電子メールやインターネット上のフォームなどの電磁的記録による通知も可能

①自ら店頭に向いて購入した場合
 ②クーリング・オフ期間を経過している場合
 ③3000円未満の現金取引
 ④購入者が開封、一部使用した消耗品の場合
 ⑤自動車など適用外の商品の場合
 ⑥営業活動のために購入した商品の場合

1 クーリング・オフのできるおもな取引

2 契約解除を通知するはがきの書き方(左)と、クーリング・オフができないケース(右下)

POINT

クーリング・オフ(cooling-off)とは、英語で「頭を冷やす」という意味で、消費者が一度契約をしてしまったあとでも、改めて考え直して契約を取り消すことのできる制度である。クーリング・オフができる取引は、期間内であれば理由を問わず無条件に契約を取り消すことができる。ただし、インターネットなどでの通信販売はクーリング・オフの対象ではなく、返品については事業者の定めた規定(返品特約)に従うことになるため、注意が必要である。

<p>1 不実告知(第4条1項1号)</p> <p>契約内容や条件などの重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実と認識して行った契約</p>	<p>3 不利益事実の不告知(第4条2項)</p> <p>消費者に不利益になる事実を故意に告げなかったことにより、消費者が誤認して行った契約</p>	<p>5 消費者を困惑させる行為(第4条3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者が退去を求めているのに退去しなかったり(不退去)、消費者が退去したい意思を示しているのに退去できなかったり(退去妨害)、退去困難な場所に連れていかれたりしたこと、消費者が困惑した契約 ●消費者が進学や就職、身体的特徴などについて感じている不安を知らず、不安をおおる言動で消費者を勧誘(不安をおおる告知) ●威圧する言動を交えて第三者への相談を妨害して、消費者を勧誘 ●消費者が抱えている恋愛感情その他の好意の感情につけ込み勧誘 ●年をとったことで判断力が低下した消費者の不安を知らず、不安をおおって勧誘(加齢等による判断力の低下の不当な利用) ●「あなたには霊がおり、このままでは病気が悪化する」などと告げ、消費者の不安をおおって勧誘(霊感等による知見を用いた告知) ●たとえば、さお竹の注文を受ける前に消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、消費者に契約を迫る(契約締結前に債務の内容を実施等)
<p>2 断定的判断の提供(第4条1項2号)</p> <p>将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し、消費者がその判断を確実と認識して行った契約</p>	<p>4 過大な内容の契約(第4条4項)</p> <p>目的となる物品などの分量などが消費者にとって通常想定されるものを著しく超えることを事業者が知りながら勧誘し、行われた契約</p>	

3 消費者契約法により契約の取り消しができるケース

POINT

消費者契約法は、あらゆる売買契約について、事業者側に不当な行為があれば契約の取り消しができることを定めている。どのような場合に契約の取り消しができるかは継続的に検討されており、検討をふまえて、数次にわたって取り消しができるケースが追加されてきた(3の内容は2025年1月現在)。

2 サステナブル・ラベルの例

マーク	国際フェアトレード認証ラベル	GOTS認証マーク	MSC「海のエコラベル」	FSC®マーク
名称	国際フェアトレード認証ラベル	GOTS認証マーク	MSC「海のエコラベル」	FSC®マーク
概要	フェアトレード認証製品であることを示すラベル。経済・社会・環境の三つの柱をもつ国際フェアトレード基準が守られていることを示す。	GOTS(Global Organic Textile Standard)は、オーガニック繊維で作られた製品の国際基準。環境的・社会的に配慮した方法で生産されていることを示す。	水産資源や環境に配慮し、適切に管理された持続可能な漁業で獲られた水産物であることを証明するラベル。	森林の生物多様性や地域社会、労働者の権利を守りながら、適切に管理された森林から生産された木材および木製品・紙製品であることを認証するマーク。

4 サステナブル・ラベルの例

18歳からの 社会参加

— 参考資料 —

5 「働く」ことを考える

働いていて、困りごとやトラブルにあったら

総合労働相談コーナー	解雇や雇い止め、配置転換、賃金の引き下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、ハラスメントなど、あらゆる分野の労働問題について相談できる。各都道府県の労働局・労働基準監督署内に設けられており、電話または面談で相談ができる。最寄りの窓口は、厚生労働省のWebページで参照できる。また、外国人労働者向けに、外国語で電話や面談で相談できる窓口も設けられている。
労働条件相談ほっとライン	違法な時間外労働や過重労働による健康問題、サービス残業(賃金が支払われない残業)などの、労働基準に関する問題について、専門知識のある相談員に相談ができる。厚生労働省の委託事業として行われており、相談は電話(0120-811-610)で、全国どこからでも、だれでも無料で行うことができる。
日本司法支援センター(法テラス)	国が設立した、さまざまな法的トラブルを解決するための総合案内所であり、労働トラブルに関する相談も行うことができる(相談の利用料は無料)。各都道府県に設置されている窓口のほか、電話やメールなどでも相談ができる。
こころの耳相談	働く人のメンタルヘルス(心の健康)について、電話やメール、LINEで相談することができる(厚生労働省の委託事業として行われている)。厚生労働省が運営するWebページ「こころの耳」で、メンタルヘルスに関するさまざまな情報も発信されている。

POINT

働くなかで何かおかしいと思ったり、困ったりした場合は、一人で抱え込まずに相談することが重要である。身近な人に話を聞いてもらったり、会社内のコンプライアンス窓口や労働組合に相談したりするほかに、厚生労働省など、公的な機関の相談窓口を利用する方法もある。

こうした相談窓口は、高校生のアルバイトなどであっても利用できるほか、働き始める前の就職活動などの段階でも利用できるものもある。

1 労働トラブルに関するお主な相談窓口

働く際に確認すべき事項

※2,3,4が例示する労働条件はそれぞれ異なる

3 労働条件書	
賃金(税込)	a+b 188,000円~240,000円 a 基本給(月額標準・月平均労働日数 20.1日) 170,000円~210,000円 b 定期的に支払われる手当 通勤手当 10,000円~10,000円 住宅手当 8,000円~20,000円 賃金形態 日給月給 月~ 円 その他の場合()
給与	賃金締切日 平日 賃金支払日 毎月 25日(当月払い) 通勤手当 実費(上限あり) 毎月35,000円まで マイカー通勤() 昇給(実績) あり (ベースアップ込みの前年度実績 0円~ 5,000円/月 又は %~ %) 賞与(実績) あり (前年度実績) 年2回 計 2.00万円 又は 万円~ 万円
加入保険等	雇用 労災 健康 厚生 労働 厚生年金基金 退職金制度 退職金制度 あり(勤続 5年以上)
勤務時間	就業時間 (1) 09:00 ~ 18:00 (2) 10:00 ~ 19:00 又は 日の間の 時間 就業時間に関する特記事項 月末前日は残業になることが多いです。 勤務外 あり 月平均 6時間 休憩時間 60分
休日	休日 土日祝 年次有給休暇(12/30~1/4) その他(場合) 年末年始休暇(12/30~1/4) 休日 休日等 6ヶ月経過後の年次有給休暇の日数 10日

2 求人票の例(労働条件記載箇所の一部)

雇用契約書(契約社員)	
以下の条件により雇用契約を締結する。	
契約期間	2027年4月1日~2029年3月31日
勤務場所	〇〇株式会社 本社(東京都〇〇区〇〇)、および各支社が指示する場所
業務内容	経理業務、その他会社が指示する業務
就業時間	午前9時00分~午後5時00分(うち休憩時間60分)所定労働時間を超える勤務あり
休日	毎週土・日曜日、祝日
休暇	年次有給休暇・夏季休暇・年末年始休暇
賃金	基本給:月給220,000円 賃金締切日:毎月10日 賃金支払日:毎月25日 休日にあたる場合は、前営業日に支払う 支払い方法:従業員が指定する銀行口座に振り込み 賞与の支給:あり(6月と12月) 退職金支給:なし
通勤手当	通勤手当(月額30,000円以内)
昇給の有無	更新する場合はある(更新の上限あり)
その他	その他、勤務上の詳細な規定は就業規則による。
2027年3月1日 (使用先)住所:東京都〇〇区〇〇~~~~~ 氏名:〇〇株式会社 (労働者)住所:東京都〇〇区〇〇~~~~~ 氏名:〇〇〇〇	

3 雇用契約書(労働契約書)の例

残業時間(125%)	12	残業時間(150%)	0	遅刻・早退回数	0			
基本給	212,500	役職手当	0	住宅手当	15,000	家族手当	0	
通勤手当	16,070	時間外手当(125%)	19,560	時間外手当(150%)	0	総支給額	263,130	
社会保険料								
健康保険料	9,306	厚生年金保険料	19,221	雇用保険料	1,315	介護保険料	0	
所得税	5,410	住民税	11,100	労働組合費	2,000	総控除額	48,352	
事業主と被保険者(従業員)が折半して負担する							差引支給額	214,778

4 給与明細書の例

POINT

求人票とは、企業が労働者の採用を行うときに、会社や仕事に関する情報や、労働条件などについて記載する書類のことである。これをもとに、どこでどのような仕事をするかを考えることになる。

実際に労働契約を結ぶにあたっては、使用者(企業など)は職務内容や勤務場所、おもな労働条件について労働者に書類等で明示する義務がある。こうした内容については、雇用契約書(労働契約書)に記載して、労働者と使用者が取り交わす場合と、使用者が労働者に労働条件通知書などの形で通知する場合がある。求人票で確認した通りの内容になっているか、改めて確認する必要がある。

給与の支払いの際、使用者は給与明細書を発行する義務がある。給与明細書には、勤怠(残業時間や遅刻・早退など)、給与や手当などの支給額、社会保険料などの控除額が示されている。あらかじめ通知された条件の通りに支払われているかどうかを確かめたうえで、給与を受け取るようにしよう。

労働基準法によるもの

- ・労働契約の期間
- ・仕事をする場所、仕事の内容
- ・勤務時間、残業の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制勤務の場合のローテーション
- ・賃金の決定、計算と支払いの方法、支払い時期
- ・退職に関すること、解雇事由

パートタイム労働法によるもの

- ・昇給の有無
- ・退職手当の有無
- ・賞与の有無
- ・相談窓口

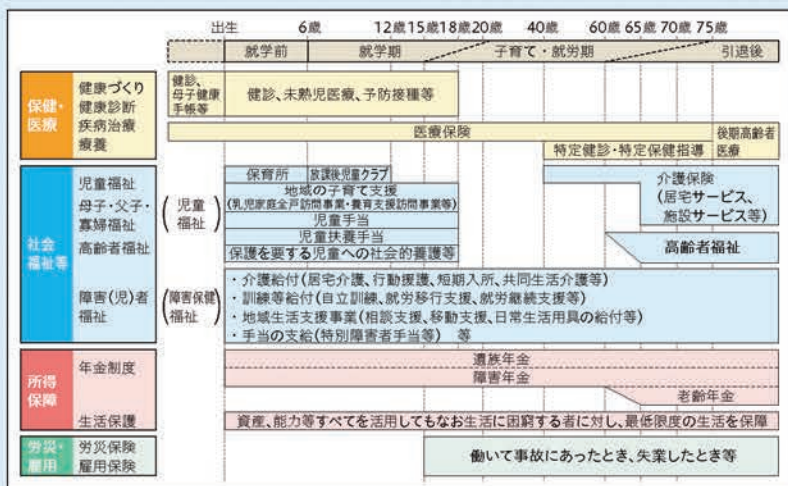
5 労働契約書または労働条件通知書に明示すべき事項

18歳からの 社会参加

— 参考資料 —

6 ライフステージと社会保障

社会保障制度を概観する



POINT 日本のさまざまな社会保障制度は、年齢やライフサイクル(人生における段階の目安)という観点から、このように整理することができる。

個人がすべての制度に同時に関わることはないが、人生全体でみると多くの制度に関わることになるし、実際に関わることにならなくても、制度があることで社会のなかで安心して暮らすことができる、というものもある。

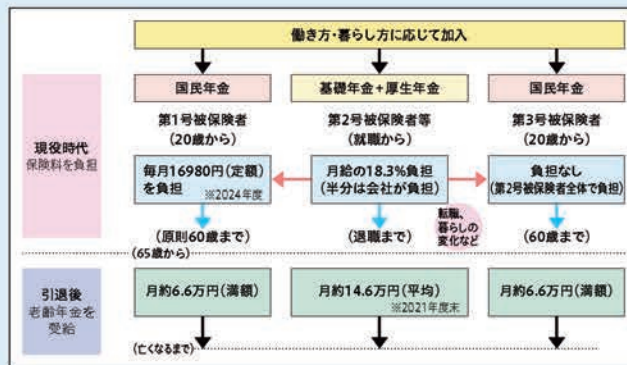
就学前・就学期であれば、保護者を通して関わっている制度もある。高校生と関わりのある制度は何か、考えてみよう。

1 ライフサイクルからみた社会保障制度

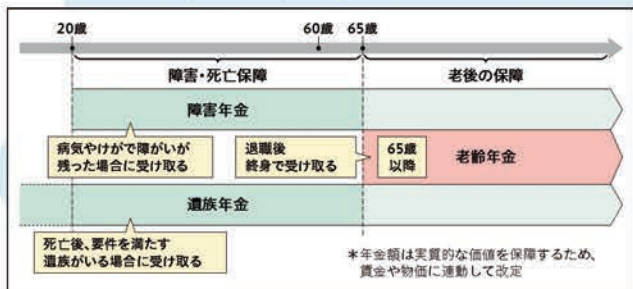
公的年金制度について

	老齢年金	障害年金	遺族年金
支給がはじまる とき	被保険者が老齢(原則65歳)になったとき	被保険者が病気やけがで障がいが残ったとき	被保険者が亡くなったとき
支給対象	被保険者本人	被保険者本人(20歳未満も対象となる)	亡くなった被保険者によって生計を維持されていた遺族(配偶者、子、その他の遺族など)
国民年金から 支給	老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額 ^{*2}	障害基礎年金 障害等級 ^{*1} に応じた額(子がいる場合は加算あり)	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額
厚生年金から 支給	老齢厚生年金 保険料を納めた期間や平均標準報酬額 ^{*3} に応じた額 ^{*2}	障害厚生年金 平均標準報酬額 ^{*3} や加入期間、障害等級 ^{*1} に応じた額	遺族厚生年金 亡くなった被保険者の老齢厚生年金の4分の3の額

*1 国民年金のみに入っていた場合は基礎年金のみ支給される
 *2 保険料の納付期間と免除期間をあわせて10年以上でないと支給されない
 *3 厚生年金への加入期間中の給与と賞与(ボーナス)の平均額
 *4 1級から2級までである。障害厚生年金(2級以上)受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる



2 公的年金制度とライフコース(イメージ)(厚生労働省資料) 保険料、年金受給額については、毎年見直しが行われている。



2 公的年金の給付の種類(厚生労働省資料) 支給の要件、給付の水準などについては、日本年金機構のWebページも参考にするとよい。

POINT 国が管理運営する公的年金は、「老後の生活資金」としてとらえられることが多いが、突然の障がいや、家計の担い手の死亡などにも対応しているという点に特徴があり、給付の種類としては老齢年金、障害年金、遺族年金の三つがある。

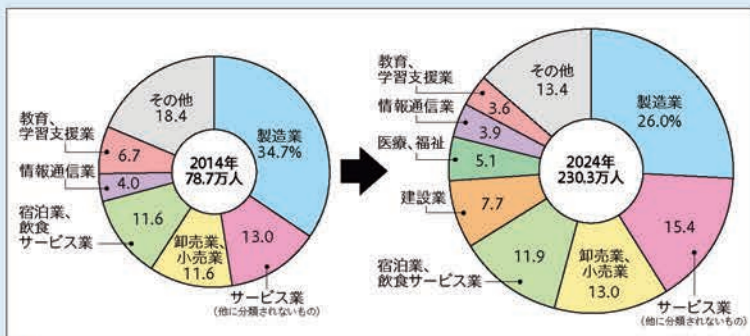
また、加入する年金制度は自分が選択するライフコースによって異なり、保険料負担や年金受給額は変わってくる。就学や就職、転職などによっても加入する年金制度が変更になることがあるため、日本年金機構から定期的に送付される「ねんきん定期便」や、Webページから自分の年金情報が確認できる「ねんきんネット」などを参照して、未納期間や加入の漏れ、情報の誤りなどがいないか、確認する必要がある。

18歳からの 社会参加

— 参考資料 —

7 「国際社会」とかかわる

外国人従業員が多い業種・店舗の例



1 産業別外国人労働者の割合 (厚生労働省資料)

POINT

日本における外国人労働者は増加を続けており、2024年には過去最多を更新した。産業別で最も多いのは製造業だが、10年前と比べると全体に占める割合は小さくなっており、サービス業や建設業、医療、福祉など、より幅広い分野に外国人労働者の活躍の場が広がっている。

なお、この統計は事業主に雇用される外国人労働者のみを対象としているため、就労していない学生や子ども、特別永住者などを含めると、より多くの外国人が日本に在留している。

なかでも、コンビニエンスストアでは大手3社の合計で外国人のアルバイト従業員が8万人を超えているとされ、アルバイト全体の約1割を占めている(2024年、共同通信社による調査)。また、飲食店やフードデリバリーなどの外食業でも、20万人を超える外国人労働者が働いているとされる(2023年、農林水産省による調査)。

「やさしい日本語」の活用

1 注目 ATTENTION 注意 Atención

2 **もらうことが できます**

3

4 水を 無料で もらうことが できます

5 入れ物を持ってきて ください
お金は いりません

(ところ) _____

6 (時間) 午前・午後 時 分から
午前・午後 時 分まで

7 (作った日) _____ (作ったところ) _____

8 _____年____月____日 _____

POINT

「やさしい日本語」の取り組みは、災害時に生命を守るために始まったものだが、現在では普通の生活(ごみ出しなどの地域のルール、役所での手続きなど)にも使用の場面が広げられつつある。また、日本語を母語としない人々のみでなく、加齢や障がいなどで日本語の文章を読み取りづらい人々にも伝わりやすい表現ができるものとしてもとらえられている。

「やさしい日本語」を使う際には、左の例に示したほかにも、以下のようなことに留意するとよいといわれている。ふりがなや分かち書きなど、文字で書く場合の留意点も多いが、話し言葉で伝えるときにも役立つ考え方も多い。

文化庁や地方公共団体など、さまざまな機関が資料を作成しているので、インターネットなどで調べてみるとよい。

- 外来語の使用には気をつける
(「ライフライン」「デマ」など、日本でしか通じないものも多い)
- 擬音語や擬態語(オノマトペ)は伝わりにくいため、使用を避ける
- 動詞を名詞化した表現ではなく、動詞を使う
(例:「揺れがありました」ではなく、「揺れました」とする)
- 難しい表現や、あいまいな表現を避ける
(例:「ご遠慮ください」ではなく、「しないでください」などとする)
- 難しくても知っておいたほうがよい言葉は、言いかえをつける
(例:「消防車<火を消す車>」など)

- 1 多くの人の目を引くように、冒頭には複数の言語を使う(その地域で使う人の多い言語に)
- 2 見出しは大きな文字にして、動作を表す言葉にする
- 3 ピクトグラムやイラストを使い、重要な要素だけを描く
- 4 文節の切れ目には間を空ける(分ち書き)
- 5 すべての漢字にふりがなをつける
- 6 時間は12時間表記を用いる
- 7 情報の出所と作成日を明記する
- 8 西暦を用い、年月日のスラッシュ表記はしない(国によって表記が異なるため)

2 「やさしい日本語」を活用した案内の例(弘前大学資料ほか)



